

サウジアラビア王国

2022年4月4日

牛島総合法律事務所 弁護士 [影島広泰](#)
同 [近藤綾香](#)

<元となった調査報告書の作成者>

調査日	2022年4月1日
法律事務所	Omar Alrasheed Law Firm (http://www.alrasheedlaw.com/)
担当弁護士	Reed Runnels Mashaal Al Qhatani
連絡先	+966.11.464.6777 rrunnels@alrasheedlaw.com mashaal@alrasheedlaw.com

個人情報保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報保護法 (The Personal Data Protection Law (“PDPL”)) <ul style="list-style-type: none"> - URL : https://laws.boe.gov.sa/BoeLaws/Laws/LawDetails/b7cfae89-828e-4994-b167-adaa00e37188/1?ref=twitter (正式な英訳版は存在しない) - 施行状況：2022年3月22日施行予定であったが、2023年3月17日に延期された。なお、同法へのコンプライアンスを達成するための猶予期間(発効日から1年間)が設けられている。 - 対象機関：公的部門及び民間部門(個人的および家族的な使用のための個人データの処理には適用されない) - 対象情報：データ主体(個人)に関するあらゆる情報。なお、故人またはその家族を特定することにつながる場合は、故人のデータも含まれる。 								
個人情報保護に関する制度についての指標となり得る情報	<p>EUの十分性認定：なし APECのCBPRシステム：なし</p>								
OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等	<p>OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">① 収集制限の原則</td> <td style="width: 40%;">上記法令に規定されている。</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>② データ内容の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> <td></td> </tr> </table>			① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。		② データ内容の原則	上記法令に規定されている。	
① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。								
② データ内容の原則	上記法令に規定されている。								

の義務又は本人の権利	③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。
	④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。
	⑤ 安全保護の原則	上記法令に規定されている。
	⑥ 公開の原則	上記法令に規定されている。
	⑦ 個人参加の原則	上記法令に規定されている。
	⑧ 責任の原則	上記法令に規定されている。
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> - 法定されていないが、セキュリティの向上、データオーナーシップの確保、個人情報のローカライズを目的として、政府は、データセンターを国内設置しユーザデータを国内保存するプラクティスを次第に支持するようになっている。 ■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> - 	

当事務所は、調査結果の正確性や妥当性について責任を負いませんので、調査結果のご利用は自らのご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

牛島総合法律事務所による「外国の個人情報の保護に関する制度」の調査結果は以下に掲載しております。

https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign_pi_legislation/